



「くるみん」
子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けた旨を示すマーク。

仕事と育児の両立支援制度

「育児のために休業したい！どれくらい休業できるの？」

①育児休業

- ・原則として、**子が1歳(保育所等に入れない等の場合は最長2歳)**に達するまで(父母ともに休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの1年間)取得できます。
- ・特別の事情がない限り、休業は1人の子につき2回(1歳6か月、2歳までの休業は別に取得可能)までです。
- ・**有期契約労働者**であっても、以下の要件を満たせば取得できます。
- ・子が1歳6か月(2歳までの休業の場合は2歳)に達する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでないこと

②産後パパ育休

- ・産後休業をしていない労働者が、原則として、出生後8週間以内に4週間(28日間)まで取得できます。
- ・休業は、1人の子につき2回(2回に分割する場合はまとめて申出)までです。
- ・**有期契約労働者**であっても、以下の要件を満たせば、取得できます。
- ・子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

「子どもが熱を出して、休まなければいけなくなったけど、どうしよう・・・」

子の看護休暇

- ・小学校入学前の子について、病気、けがをした子の看護又は子に予防接種、健康診断を受けさせるために休暇を取得できます。
- ・小学校入学前の子が**1人の場合は年間5日、2人以上の場合は10日**利用できます。
- ・**時間単位**で利用できます。
- ★小学校入学前とは、子が6歳に達する日の属する年度の3月31日までの期間のことです。

「残業を免除してほしい！」

所定外労働の制限

3歳に満たない子を養育する労働者が事業主に請求した場合、所定外労働を免除します。

「少しなら残業できるけど、長時間はできない・・・」

時間外労働の制限

小学校入学前の子を養育する労働者が事業主に請求した場合、時間外労働を1か月24時間、1年150時間以下にします。

「深夜の就業を免除してほしい！」

深夜業の制限

小学校入学前の子を養育する労働者が事業主に請求した場合、22時～5時の就業を免除します。

「保育所の送迎があるので、勤務時間を短くできないかな？」

所定労働時間の短縮措置

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者に関して、**1日の所定労働時間を6時間とする制度等**を設けなければなりません。

★育児・介護休業法では、育児休業等の制度の申出や取得等を理由として、労働者に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止しています。

「休業中の収入面が心配・・・」

育児休業給付金、社会保険料の免除

雇用保険被保険者が育児休業を取得した場合、一定の要件を満たせば、原則として**育児休業開始前賃金の67% (休業開始から6か月经過後は50%)**が支給されます。詳細はハローワークへ。

「育休を取得したいと言ったら、上司からハラスメントを受けた・・・」

事業主は、育児休業等を理由とする上司・同僚からの嫌がらせ等を防止する措置を講じなければなりません。



育児・介護休業法の詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

※入社1年未満の労働者等は制度の対象外となることがあります。